

IV-27

景観計画におけるパブリックインボルブメントのための 合意形成型デザイン手法に関する考察

東京工業大学大学院 学生員 ○柴田 久
熊本大学工学部 正会員 溝上章志
熊本大学大学院 学生員 浦 雅詔

1. はじめに

近年、都市計画におけるパブリックインボルブメント（Public Involvement：以下 PI）が重要視され、市民の参画した協議型まちづくりが提唱されている。景観計画に対しても PI は、住環境への愛着の促進や市民と乖離した計画・設計者の独善的デザインの抑制、計画論の深化等の効果をうみだし、そこで合意された計画は、市民コンセンサスに支えられたまちづくりの顔として形象化できることが期待される。しかし提起される問題点として、価値観の多様性による合意形成の難しさや市民意見を無条件に反映させていくことの景観的価値低下があげられる。市民の安直な嗜好に偏した大衆主義への結実を回避し、本質的な景観創出を実現するための重要な役割として、PI における景観デザイナーの専門的関知による市民意見把握・咀嚼した計画案の創出が再認識されるべきであろう。

本研究では、景観計画への PI に着目し、円滑的な合意形成型デザイン手法の提案と、熊本市内の街並み整備計画に対するケーススタディよりその有用性を検討する。

2. 景観計画における円滑的な合意形成型デザイン手法

PI による景観計画を遂行していくうえでの重要な初期プロセスとして、景観形成方針案に対する市民意識の把握があげられるが、本研究ではこれに、評価意識の準拠として推察される対象地域のパブリックイメージの抽出と、社会学における価値意識の理論¹⁾を援用し、市民の景観に対する多様な価値規定要因を把握する。またこれを分析状況に固有なモデル構成や、直接観測することのできない潜在変数間の因果関係のモデル化が可能な共分散構造分析²⁾により因果モデルを同定、市民の景観形成方針に対する評価構造を定量的に解明する。次にこれより景観デザイナーがその専門的関知より把握・咀嚼した計画案を創出し、市民に提示する。ここで先に同定された因果モデルより、抽出された情報提供要素を、合意形成過程に援用する。以上の提案するデザインプロセスについての概略図を図-1に示す。

3. 街路景観計画に対するケーススタディ

実際に住民主導型まちづくりが提唱され、計画策定が

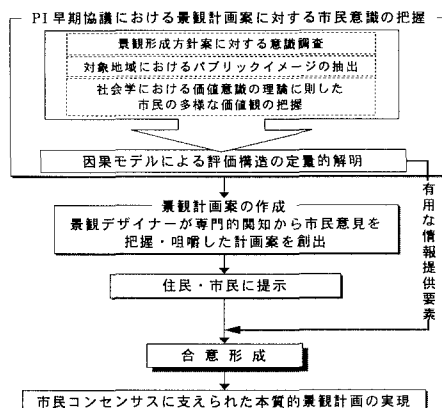


図-1 円滑的な合意形成型デザイン手法

進行している熊本市京塚の街並み整備を対象に、PI 早期協議の事前意識調査として、街路景観計画のアンケート調査を実施した。調査手順としては、まず計画方針案に対する事前意識調査（Step1）と、その結果より作成した具体的整備案に対する意識調査（Step2）の合計2ステップによって行った。調査 Step1 では熊本県が提唱する景観形成の基本的観点³⁾より3つの景観形成方針案を設定し、これらの方針とこれに準じた具体的整備指針案について評価、同時にパブリックイメージ、前述の価値理論等を参考に設定した被験者自身に対する属性調査について回答を得た。次に調査 Step2 では Step1 の単純集計による結果報告、景観デザイナーによって創出された計画案の提示とその評価について回答を得た。またここで「評価しない」とした被験者に対し、同定された因果モデルより抽出された情報提供要素を、計画案のデザイン理由・根拠として提示し、再度、同形式による評価を求め、回答を得た。調査 Step1 で提示した景観

表-1 設定した景観形成方針案と整備指針項目

1. 景観形成方針案
①現代性指向型 （都市の活力を象徴した、機能的かつ個性あるまちづくり）
②自然性指向型 （自然要素を基調とした、緑あふれるまちづくり）
③歴史性指向型 （歴史・文化を感じさせる、情趣あるまちづくり）
2. 整備指針案
①街路緑化 ②歩道整備 ③沿道 ④道路占有物・付属物 ⑤ランドマーク ⑥交差点の6項目を設定

形成方針案と整備指針案の項目を表-1に示す。また調査対象者については、沿線住民にのみならず、通勤路として利用している日常通行者など、対象街路を多面的に利用している市民をパブリックの範囲とした。（調査 Step1 の回収数 152(76%)，うち有効回答数 112。調査 Step2 の回収数 143(72%)，うち有効回答数 111）。ここでは調査 Step1 より同定された景観形成方針案に対する評価構造の因果モデルを図-2に示す。適合度指標である GFI 値が 0.860 と、モデル全体の統計的有意性は高い。以下にその因果関係について考察する。まず「景観形成方針案に対する評価」から「自然性指向型方針」に対する因果係数が 1.00 と高く、「自然要素を基調とした、緑あふれるまちづくり」方針案が市民に支持されていることが分かる。またその価値判断の規定要因として「社会、文化、パーソナリティ的要因」と「パブリックイメージ」が影響し、相対的に「社会的要因」と「パブリックイメージ」の因果の強さが把握される。さらにこれらの価値規定要因から観測変数への因果係数より、景観形成方針案に対する評価において、計画案の財貨的価値とパブリックイメージ共有度の重要性があげられる。以上のような知見を抽出し、設定した情報提供要素の結果を表-2に示す。次に調査 Step2 におけるデザイナー案評価において、＜評価しない＞とした被験者に対し、情報提供後のデザイナー案に対する再評価について、評価値の平均点の推移を図-3に示す。これより、情報を提供される前の初期評価では、＜評価しない＞としていた被験者の評価値の平均点が負であるのに対し、情報提供された後ではすべての案で正值、つまり＜評価する＞に転じていることが分かる。また先行のインタビュー調査より設定した、当初、プレゼンテーションでデザイナーが説明予定であった設計意図の情報提供①に対し、街路緑化、道路占有・付属物、景観形成方針の3項目については、因果モデルより抽出された情報提供②～⑤の評価値の平均点が、ほぼ同点か、より高くなっている。さらに景観形成方針案においては計画案の財貨的価値の情報提供②と、パブリックイメージとして想起された、京塚バス停広場

表-2 提示した情報提供要素

情報提供①	・当初プレゼンテーション予定の設計意図
情報提供②	・事業費用と計画案との相対性 ・市民の負担感に対する軽減策
情報提供③	・西洋的・近代的デザインにおける設計方針の根拠
情報提供④	・アンケート調査結果による多数意見
情報提供⑤	・京塚バス停広場に対する整備計画の主体性と重要性

に対する計画方針の啓発とした情報提供⑤の評価値の推移が高く、同定された因果モデルの結果と一致する。これらのことから、調査 Step1 で同定された因果モデルによる評価構造と、抽出された情報提供要素の有用性が確認され、価値観の多様性を考慮した合意形成手法として有効であると考えられる。

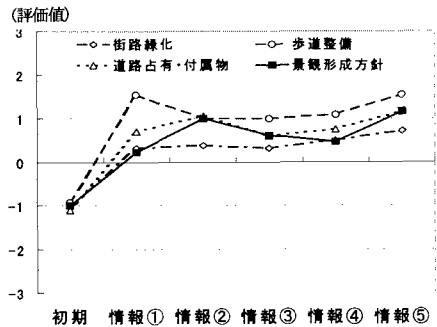


図-3 情報提供による再評価結果

4. おわりに

本研究では、PI による景観計画に着目し、PI 早期協議において有用な景観形成方針案に対する多様な評価構造の定量的把握と、これを援用した円滑的合意形成型デザイン手法について提案した。今後の課題として、情報提供方法の確立、景観評価と言語的尺度との対応関係とその設計プロセスへの論理的適用の分析等があげられる。

【参考文献】

- 1) 見田宗介；価値意識の理論，弘文堂新社，1966
- 2) 竹内 啓・豊田秀樹；SAS による共分散構造分析，東京大学出版会，1992
- 3) 熊本県；景観条例ハンドブック，熊本県土木部景観整備課，1988

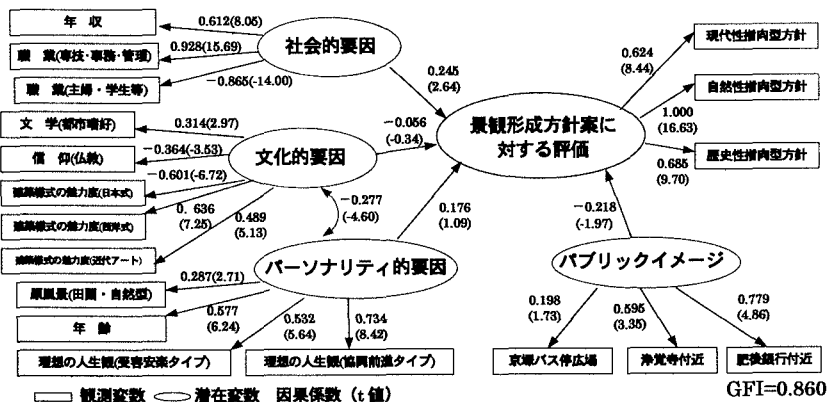


図-2 景観形成方針案に対する評価構造の因果モデル